~ 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます ~

在エチオピア日本国大使館

- 1 公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降初めて行われる衆議院議員 総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」 に引き下げられることとなりました。
- 2 これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、2016年 6月19日において満18歳以上(1998年6月20日以前の出生)で、所定の 要件をみたす方であれば、2015年6月19日(改正法公布日)以降、受付が可 能となります。
- 3 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です。年齢満18歳以上(2016年6月19日現在で満18歳となる方も含む)で、在外選挙人証をお持ちでない方は、当館でお手続き願います。詳しくは、当館にお問合せいただくか、以下のホームページを御覧ください。

外務省ホームページ: http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html

総務省ホームページ:

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html

(了)